

[事案 19-13] 契約転換無効確認請求

- ・平成 19 年 6 月 14 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

転換のための手続きであることや、手続き時の契約者貸付に関する十分な説明がなかったとして契約転換の無効を求め、申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 63 年に加入していた定期付終身保険 10 年更新型(契約者=申立人の妻、被保険者=申立人)について、更新時期が 1 年半後となった平成 9 年 3 月頃、営業職員から「更新時期になると保険料が大幅アップになるから、早めに手続きした方が年齢が若い分保険料が安くて有利」との説明を受け、翌月に更新手続きをした。

その際、「貸付の書類は手続き上だけです」と説明され、妻が転換前契約から 150 万円の契約者貸付を受ける手続きをさせられ、説明もないまま、うち 100 万円は転換後契約の定期保険特約の一時払保険料に充当され、残り 50 万円は転換後契約の年払保険料に充てられた。(同手続きと同時に契約者を妻から自分(夫)に変更)

その後平成 16 年になり、同 9 年に行った手続きが更新手続きではなく、新しい契約に転換されていたことが分かった(転換後契約も定期付終身保険 10 年更新型)が、同手続き時には、以下のとおり、不利益な事項に関する説明が一切なく、営業担当者も説明に誤りがあったことを認めている。平成 9 年時の転換手続きを取り消し、元の契約に戻してほしい。

- (1) 平成 9 年の手続きを行ったのは、営業担当者から更新手続きであると説明され、更新と認識し行ったもので、契約を新しく切り替える(契約転換)との説明はなかった。
- (2) 平成 9 年の契約(新契約)は、昭和 63 年の契約(元契約)に比較して、全ての面で契約者にとって不利な内容に変更されているが、その不利な事実について説明がなかった。
- (3) 手続きの一環として契約者貸付を受けたが、契約者貸付の事実およびその用途について説明を受けていない。また、契約者貸付の用途も、貯蓄性を重視しているのに、100 万円を新契約の定期保険特約の一時払保険料に充てられ、50 万円が新契約の年払保険料に充当されているが、元契約も年払いで保険料期間が半年しか経過していなかったため、1 年間に 2 度も年払保険料を払うこととなった。
- (4) 終身保険の保険料の払込期間も、70 歳から 75 歳に 5 年間も延長された。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の契約転換の取消しの要求には応ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者に確認した結果、平成 9 年の手続き(契約転換手続き)に際して、申立人が主張するような不十分な説明および虚偽の説明等による不適切な募集を行った事実はなかったと認識しており、転換契約は有効に成立した。
- (2) 被転換契約(旧契約)からの貸付についても、貸付金を転換後契約の各保険料に充当することについて説明を行ったうえで、契約者本人(申立人の妻)に契約者貸付請求書に署名・押印いただいた。
- (3) 苦情申出時期に至るまで約 7 年もの間、契約内容について特段の申出がなく、そ

の間毎年、契約内容を通知しており、契約内容を確認する機会は十分にあった。またその間、契約内容の変更、給付金請求手続き、指定代理特約の中途付加など、契約内容の追認に基づく手続きが行われており、今般の申出経緯・内容は極めて合理性を欠くものと思われる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面、申立人および営業担当者の事情聴取を行い審理した結果、申立人の主張はいずれも認めることは出来ない。また、申立人の主張どおり、転換契約を無効として転換前契約に戻した場合、転換前契約は当然ながら戻した時の契約内容はそのままであり、更新もそれに従うことになるので多額の未払保険料が発生する。これは申立人の意図するところではないと思われることから、申立てには理由がないと判断し、生命保険相談所規程第40条により、裁定書によりその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、平成9年の手続きは保険契約の更新であり、契約転換とは知らなかったと主張するが、申立人の妻はかつて当該保険会社の営業担当者として勤務しており、基礎的な保険の知識は有していたものと推測される。また、更新手続きは保険期間満了時に行われるものであり、期間満了の1年半前に行われることはないことは、申立人の妻は知っていたと推認される。さらに、新契約と旧契約の商品名とは異なり保障内容も異なることから、単なる更新手続きではなく、従来とは異なる契約であることは容易に判断出来る。したがって、営業担当者が更新と偽って契約転換をさせたと認定することは困難である。
- (2) 申立人は、転換後の契約がそれ以前の契約より不利であることの説明がなかったと主張するが、いかなる点で不利であるかという具体的な主張は、保険料期間満了前の契約転換について保険料の二重払いがあることを除き明確ではないが、申立人の妻には予想できたものと推認でき、具体的金額を示した説明がなかったからといって、直ちに欺もう行為になるとは認定出来ない。
- (3) 申立人は、契約者貸付の必要もないのに、説明もなく契約者貸付をさせられてしまったと主張するが、貸付請求書に署名したのは申立人の妻であるが、本件各手続きは申立人も事情聴取の際に認めているように、申立人とその妻が同席して共同でなされたもので、申立人が借入手続きを全く知らなかったと推測出来ない。そして、同請求書には明らかに「契約者貸付請求書」の記載があり、貸付金額も明示されており、かつ申立人の妻はこれに署名押印しているのであって、契約者貸付が申立人らの意思に反するとは推定することは出来ない。